

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第三十一条の六第一項の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示する海域を定める件

平成24年6月27日
農林水産省告示第1610号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第三十一条の六第一項(同令第六十条の三及び第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、農林水産大臣が定める海域を次のように定め、平成二十四年八月一日から施行する。

漁業の許可及び取締り等に関する省令第三十八条第一項(同令第六十三条において準用する場合を含む。)の農林水産大臣が別に定めて告示する海域は、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約(平成十七年条約第九号)第三条1に規定する海域のうち公海又は同条約の締約国である外国の領海若しくは排他的経済水域(大韓民国にあっては同令別表第五第十一号の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表第十二号の項の上欄に掲げる区域)とする。

附 則 (令和二年一月一六日農林水産省告示第二二二六号) 抄

- 1 この告示は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。